

4. 子ども

【施策の方向性】

社会全体で子どもの健やかな成長を図るために、家庭、学校、保育所（園）、幼稚園、地域、職場、行政などをはじめとした関係機関が、人権の視点に立って子どもたちのことを考え、議論できるネットワークの構築を図り、地域社会の連携による総合的な取り組みの充実・相互支援を図ります。

また、未来を担う子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、子どもの権利の尊重と擁護に向けた取り組みを積極的に推進していけるよう「朝倉市子ども・子育て支援事業計画」に基づいた取り組みを推進します。

課題目標	① 子どもの人権が尊重されるまちづくり (ア) 市民意識の醸成を図るための啓発 (イ) 人権尊重の意識を高める教育・啓発の推進 (ウ) 人権の視点に立ったネットワークの構築 ② 子育て支援に関する環境づくり (ア) 子育て支援体制の整備 (イ) 相談体制の充実 (ウ) 子育てを応援する仕組みづくり ③ 豊かな人間性が育つ地域づくり (ア) 子どもの健全育成の推進 (イ) 情報提供、交流機会の提供 (ウ) 児童虐待防止対策の充実
------	--

《課題目標を達成するため実施する事業》

課題分類	事務事業名	事業概要	実施年度	担当課
① 子どもの人権が尊重されるまちづくり	(7) 青少年の集いinあさくら	地元中学生による「少年の主張」や、講演会等を開催する。	A	総合政策課
	(7) 強調月間の取り組み	「青少年の非行・被害防止全国強調月間」及び「子ども・若者育成支援強調月間」に合わせて、懸垂幕の設置や広報紙による周知をする。また、ポケットティッシュ配布等で啓発を行う。	A	総合政策課
	(4) 人権セミナー及び出前講座の活用	人権セミナーにおいて、子どもの人権を考える内容を取り入れ、小中学校PTA、保育所、幼稚園保護者の出前講座を開催し、学習の機会を提供する。	A	人権・同和対策課
② 子育て支援に関する環境づくり	(7) ファミリーサポートセンター事業	地域において、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人が行う相互援助活動を支援するファミリーサポートセンターを設置し相互援助活動に関するコーディネート・アドバイス等を行う。	A	子ども未来課
	(7) トワイライトステイ事業（子育て短期支援事業）	疾病や仕事をはじめとした社会的な理由で、保護者の帰宅が夜間になる場合、児童養護施設において夜間に児童を預かり一時的に養育を行う。	A	子ども未来課
	(7) ショートステイ事業（子育て短期支援事業）	保護者の疾病や仕事をはじめとした社会的な理由で、児童養護施設において一時的に（最長7日間）児童を養育する。	A	子ども未来課
	(7) 病児・病後児保育事業（病後児対応型）	子どもが病気の回復期にあり、保育所等での集団保育が困難で保護者にやむを得ない事情ある場合、一時的に保育を病院併設の施設にて実施する。	A	子ども未来課
	(7) 地域子育て支援拠点事業	育児に関する不安や悩みなどの相談、育児講座等を開催する。（生い立つ保育園、ひろにわ保育所、つどいの広場に設置）	A	子ども未来課
	(7) 妊婦支援事業	子どもを安心して生み育てることができるよう、妊婦健康診査、妊産婦訪問を実施する。	A	健康課

課題分類		事務事業名	事業概要	実施年度	担当課
②子育て支援に関する環境づくり	(7)	乳幼児健診事業	生後4か月、10か月、1歳半、3歳児における乳幼児健診を実施し、子育てに対する支援の充実を図る。	A	健康課
		子ども医療費支給制度	就学前の乳幼児に対し、保険診療の自己負担相当額を無料化及び小学生に対し、入院・入院外に係る保険診療の自己負担額の一部を助成並びに、中学生に対し、入院に係る保険診療の自己負担額の一部を助成することにより、経済的負担を低減する。	A	保険年金課
		地域活動指導員設置	子どもの健やかな成長を図るため、社会体験型学習や通学合宿を提案し支援を行う。	A	文化・生涯学習課
		障がい児保育	全保育所にて、障がい児保育を実施する。	A	子ども未来課
	(1)	家庭児童相談の充実	家庭児童母子相談員4名を配置し、相談・支援を行う。	A	子ども未来課
		育児相談事業	育児に不安のある人を対象に実施する育児相談や、言葉や発達に不安がある子を対象に専門医や保健師等が個別相談に応じる発達相談等、子育てに関する相談事業を実施する。	A	健康課
	(9)	特定事業主行動計画	次世代育成支援対策法に基づき、市職員を対象に策定する計画。次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備のために、市職員の子育てを支援するための計画を作成し、取り組む。	A	人事秘書課
		延長保育事業	通常保育時間に迎えに来られない場合に延長保育を実施する。	A	子ども未来課
		一時預かり事業	一時的に保育が困難な児童に一時預かり事業を実施する。	A	子ども未来課
		母子健康教育事業	妊娠から育児に関する情報提供や交流の場として母親学級や両親学級を実施する。	A	健康課
		児童手当	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する。	A	子ども未来課
		子育てのための施設等利用給付	「幼児教育・保育の無償化」に伴い、届出保育施設（認可外保育施設）等について、一定の条件下のもと、保育料を無償（上限額有り）とする。	A	子ども未来課
		幼児教育無償化事業	子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図るため、幼児期の教育及び保育等を行う施設を子どもが利用した際に要する費用を支給する。	A	教育課
		要・準要保護児童生徒就学援助	経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒に対し、学用品、通学用品、修学旅行、校外活動、学校給食の費用を援助することにより、教育を受ける権利を保障する。	A	教育課
		朝倉市高等学校等奨学金制度	経済的理由により高校、大学等に修学することが困難な者に奨学金を貸与し、社会における有為な人材の育成を図る。	A	教育課

課題分類		事務事業名	事業概要	実施年度	担当課
③豊かな人間性が育つ地域づくり	(7)	スポーツ少年団活動支援	スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活性化を図り、青少年のスポーツを振興し、青少年の心身の健全な育成を支援する。	A	文化・生涯学習課
		総合型地域スポーツクラブの育成支援	スポーツ少年団の活動を基本としつつ、自主運営のスポーツクラブの育成を支援する。	A	文化・生涯学習課
		社会教育団体育成事業	小・中学校PTAが実施する研修活動や地域貢献活動の取り組みに対する支援を行う。	A	文化・生涯学習課
		学社連携・融合推進事業	市内中学校区での地域活性化と学校・地域での連携・融合を図るため、事業に要する経費を補助する。	A	文化・生涯学習課
		体験型学習	親子のふれあいや自然体験等の各種体験型学習を行う。学んだ事を生かせる機会を提供しサポートを行う。	A	文化・生涯学習課
		家庭教育講座	子育て・親育ちに関することをテーマに講座を開催する。	A	文化・生涯学習課
		ブックスタート事業・ブックスタートフォローアップ事業	4か月児健診、1歳半児健診時に親と子が絵本を通じて心触れあうひと時をつくるきっかけづくりを行う。	A	文化・生涯学習課
		赤ちゃんおはなし会・おはなし会	本の楽しさを伝えることと、本と子どもたちを繋ぐため、毎週末と季節ごとのおはなし会を開催する。	A	文化・生涯学習課
		不登校児童生徒の解消 適応指導教室	不登校やひきこもり等の問題を抱える児童生徒の居場所作りを行い、学習・生活・社会面を指導するために適応指導教室を設置し、自分のよさを再認識しながら他者との信頼関係づくりを行い、学校への復帰を目指している。また、スクールソーシャルワーカーを活用し家庭の要因で学校に登校できない児童生徒がいないようにする。	A	教育課
		心の教育相談員の配置	教師以外の第三者として、相談しやすい相談員を中学校に配置することにより、生徒の悩み等を聴く体制を補完する。場合によっては、生徒・養護教諭・スクールカウンセラー等と連携し、悩みの解消を図る。	A	教育課
		スクールカウンセラーの配置	中学校には県費によりスクールカウンセラーが配置されているが、県で措置されていない小学校には、市単独でスクールカウンセラーを配置し教育環境の整備を図る。	A	教育課
		移動図書館車事業	市内の保育所（園）、幼稚園を巡回しながら、子どもたちに本の貸出を行う。	A	文化・生涯学習課
		子どもと読書講座	子育て中の親や絵本の読み聞かせ等のボランティア活動を行っている人を対象に、読み聞かせの手法や本の選び方の講座を開催する。	A	文化・生涯学習課
		放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後、保護者が家庭にいない小学生を対象とし、適切な遊び及び生活の場等を提供し、児童の健全育成を推進する。	B	子ども未来課
		青パトによる巡回パトロール活動	青色回転灯装着車（通称：青パト）による巡回パトロール活動を行う。また、各種ボランティア団体が巡回時に使用する帽子やジャケットを貸し出し、活動を支援する。	A	総合政策課

課題分類		事務事業名	事業概要	実施 年度	担当課
③ 豊かな人間性が育つ地域づくり	(7)	朝倉市青少年育成市民会議支援	青少年の健全育成活動に取り組む「朝倉市青少年育成市民会議」を支援する。	A	総合政策課
		福岡県青少年健全育成条例に基づく立入調査	青少年を取り巻く有害環境の環境浄化を図るため、福岡県青少年健全育成条例に基づき、コンビニ、ビデオ店等への立入調査を行う。	A	総合政策課
		食育推進事業	「朝倉市保育所（園）食育推進計画」に基づき全保育所において食育の日（毎月19日）等を設定し、食育推進を実施する。各小中学校の「食に関する年間指導計画」に基づき食育を推進するとともに、学校給食における地場産農産物の活用増進を図る。また、市内の小中学校に朝倉市学校農園事業による補助金を交付する。	A	子ども未来課 教育課 農業振興課
	(4)	子どもと読書講座	子育て中の親や絵本の読み聞かせ等のボランティア活動を行っている人を対象に、読み聞かせの手法や本の選び方の講座を開催する。	A	文化・生涯学習課
		子育て関連情報の提供の充実	子育て中の親が必要とするさまざまな情報を広報紙や子育て情報誌「子育て支援ブック」、ホームページによって提供する。	A	子ども未来課
	(7)	乳幼児全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞くとともに、子育てに関する情報提供を行う。また、虐待の有無など親子の心身の状況や養育環境等の把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供を行う。	A	子ども未来課
		要保護児童対策地域協議会の充実	要保護児童の早期発見や適切な保護、関係機関の連携による組織的・効果的な対応を図ることを目的として設置した地域協議会をさらに充実させていく。	A	子ども未来課
		育児相談事業	乳幼児健診や育児相談及び家庭訪問を通し、児童虐待の予防及び早期発見に努め、福祉等関係機関との十分な連携を図る。	A	健康課